

要望事項	回答
<p>1.①広報ひがしうらの配布は隣組・自治会を通じた配布方法が、昭和27年の初刊から70年近く続いています。高齢者が増え広報配布が負担となる理由から隣組を脱会する状況もあり、広報配布率は令和3年3月末日時点で71.6%と低くなってきています。隣組・自治会に依存した配布方法から脱却しない限り、全戸配布に到達しません。近隣市町（大府市、知多市、東海市、阿久比町、刈谷市）の配布率は100%に近い配布率になっています。全戸配布体制の自治体は直結の連絡員体制をとっています。人員不足部分はシルバー人材センターで補うとか、辺地な地域は郵送する方法も取られています。配達労賃も世間相場に引き上げる必要があります。区を下請け機関にした配布方法にしがみつくと時代とおさらばしてください。</p>	<p>広報紙等の配布方法については、様々な意見があると考えています。令和3年度中に「広報紙等の配布及びコミュニティへの加入に関するアンケート」を実施し、そのアンケート結果を基に令和4年度に各地区連絡所長と配布方法について検討してまいります。</p>
<p>2.①交通安全対策として、カーブミラーの新設・移設が問われます。郷中での曲がりくねった箇所への設置要求がある一方で、建物撤去などにより交差点の見通しが良くなっても、依然としてカーブミラーが設置されたままとされている状況があります。不用となったカーブミラーを移設して、要望高い箇所に移設することが求められています。次の箇所 緒川金十根48番地地内（電柱番号10ウ-282）に、緒川屋敷貳区120番地と屋敷貳区70番地にある見通しが良くなり不用となったカーブミラー（管理番号28番と26番）の移設を求めます。</p>	<p>令和3年度は道路反射鏡を15基修繕しており、内訳は、新設6基、移設2基、修繕5基、撤去2基となっています。 建物の解体等で見通しが良くなる場合がありますので、今後は地区実態点検等において、既設の道路反射鏡が不要となる箇所についても各地区と協力し確認をしていきます。なお、道路反射鏡の移設については、これまでどおり各地区等の要望に対して現地を調査し、目視での安全確認が困難な場合に設置を検討していきます。 また、緒川金十根48番地(電柱番号10ウ282)へのカーブミラー設置につきましては、一時停止線で停止し、徐行しながら目視で左右の安全確認が可能のため、カーブミラーの必要性は低いと考えております。 緒川屋敷貳区70番地及び120番地のカーブミラーにつきましては、建物の解体等で見通しが良くなっているため、今後の土地利用を踏まえ、撤去について地元区等と協議をしていきます。</p>
<p>②森岡台の防犯灯の一部は、団地自治会設置として電気代・修繕費を自治会負担しています。団地進出当時、水銀灯の街路灯を設置し、団地自治会がその一部の防犯灯の電気代及び修繕費など維持することにこれまで異論をさみませんでした。団地進出から50年近く経過、すべての防犯灯がLEDに姿を変えた今日、高齢化が顕著となった自治会住民に電気代など負担をかけるのはいかがなものか。歴史的に鑑みて、自治会管理防犯灯のすべてを町に移管してよい時期です。来年度予算から解消を求めます。</p>	<p>森岡台は、自治会がすべての電柱に防犯灯を設置後、町の防犯灯設置基準が、電柱1本置きを目安としていることから、159基のうち80基が町に移管されています。 他地区の現状も踏まえ、移管を受けることは考えていません。</p>
<p>③コロナ禍によって住民が楽しみにしていた於大まつりや産業まつり、マラソン大会など各イベント中止は非常に残念です。コロナ禍でこれら中止にした46事業7800万円はコロナ感染対策基金として積立て、コロナ感染が終息した後の失われた仮称「人と人の地域交流事業」などができることを期待して積み立てておくことを求めます。</p>	<p>コロナ禍で中止となった事業費はすでに、財政調整基金に積立てておりますので、コロナ禍で中止となった事業の代替事業等の財源については、財政調整基金等の一般財源を考えております。 社会経済情勢が目まぐるしく変化し、新型コロナウイルス感染症対策で予期せぬ費用の発生が想定される中で新たな特定目的基金を積み立てることは、総合的で効果的な財政運営の手足を縛ることになってしまいます。また、今後は扶助費の継続的な増加や、生産年齢人口の減少に伴う税収の減、公共施設の更新等に係る費用の増大も予想されており、社会経済情勢の変化に迅速に対応しながら、引き続き財政調整基金を重視した財政運営を行ってまいります。なお、コロナ禍によって中止となった於大まつり、産業まつり、マラソン大会等の各イベントについては令和4年度において実施を予定しています。</p>
<p>④JR尾張森岡駅の駐輪場の屋根増設計画は、過去に実施計画まで上げてきた状況であったが、異例な形で計画断念となっています。利用者の利便性向上のため、屋根増設の再検討を求めます。</p>	<p>駐車場への屋根設置につきましては、風雨を防ぐことができるため、自転車が濡れないことや雨具の着脱ができるなど、一定の効果はあるものと認識しています。しかし、防犯上の観点から死角が増えることや平成26年4月の愛知県道路交通法施行細則の改正により傘差し運転禁止の遵守事項の追加に伴い、降雨時における自転車利用者は減少傾向にあることから、尾張森岡駅前の自転車等駐車場への屋根の増設については、現時点では必要とは判断していません。</p>

<p>3.①コロナ禍のもと生活困窮者に向けた生活・福祉資金の支給を求めます。</p>	<p>コロナウイルス感染拡大により生活困窮に陥った方の相談内容によって、現在社会福祉協議会で受付をしている緊急小口資金や、総合支援資金といった貸し付けを行う制度を案内しています。また、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の対象となる方の中には家計が急変した世帯も含まれております。いずれも、適切に且つ迅速に対応できるよう社会福祉協議会やコミュニティソーシャルワーカー等の関係機関と連携を強化し対応していきます。</p>
<p>②コロナ禍対策として、全町民対象とした抗原検査の実施を求めます。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症対策としての、抗原検査については、国、県の動向を注視していきます。なお、現在愛知県において「まん延防止等充填措置」が適用されたことに伴い、感染不安を感じる無症状の方を対象に無料のPCR検査等を実施しています。</p>
<p>③超高齢化社会に突入している情勢の下、民生委員の受け持ち世帯が増えてきています。実態に沿った民生委員とコミュニティソーシャルワーカー（CSW）の増員配置を求めます。</p>	<p>「第2次東浦町地域福祉計画」の策定に向け、地域福祉推進委員会において、今後の本町が目指す地域福祉の理念としくみ、具体的な活動内容を検討しています。同委員会において、コミュニティソーシャルワーカーの配置人数についても議論し、現時点では6名の配置を目標としています。また、民生委員の定数については、民生委員・児童委員協議会と協議をして決定しており、3年に一度の一斉改選の際に見直しをしています。高齢化が進む中で今後についても、民生委員・児童委員協議会と協議をしながら定数について検討していきます。</p>
<p>④地域包括支援センターの現状の窓口は適切な配置とはいえない。相談に行きやすい、入りやすい相談室の提供が望まれます。改修あるいは移転計画を求めます。</p>	<p>地域包括支援センターについては、分かりにくい場所であると認識しています。そのため、地域包括支援センターまでの動線上に看板を掲げることで場所をわかりやすくする等、案内の工夫をしています。また、センターで相談を受けるだけでなく、高齢者宅に訪問する等アウトリーチにより相談に応じることも積極的に行っていきますので、引き続き拠点と共にアウトリーチ機能があることも併せて周知を行っていきます。</p>
<p>⑤高齢者のフレイル基本チェックができる体制の充実を求めます。</p>	<p>令和2年度から「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施」により、75歳以上の方が受診する長寿健診の問診項目がフレイル状態を把握する問診項目となるなど、健診受診者に対するフレイル状態を把握することが可能となりました。本健診結果を活用した虚弱者の把握に努めます。</p>
<p>⑥歯科検診を80歳と85歳にも検診の年齢拡大を求めます。</p>	<p>歯科検診は早期に歯周疾患等を早期に発見し、治療へ結びつけることで歯周疾患が原因となる疾患を未然に防ぐ役割もあります。早期発見の観点から、若年者を中心とした検診機会の提供が特に重要と考えており、80歳以降への検診の拡大は困難であると考えます。</p>
<p>⑦難聴は認知症を進めます。補聴器の購入補助制度の実施を求めます。</p>	<p>難聴により、周囲との関わりが疎遠になり、閉じこもり状態になることで、フレイルや認知症の進行が懸念されると言われています。本町においては、ふれあいサロン等の集いの場への参加促進等、地域において交流できる場を確保すると共に、コミュニティソーシャルワーカーを通じたアウトリーチにより、そうした交流の場と高齢者個人を繋ぐことで、閉じこもり状態になることを防ぐ取り組みを行っています。</p> <p>外出や交流を避ける理由には、耳の聴こえだけでなく、視力や筋力の低下等、様々な要因が考えられます。一人ひとりの事情を考慮し、誰もが交流を続けられるよう助け合える地域づくりを進めることも、介護予防の一つであると考えており、現在のところ、補聴器の購入を補助することは考えていません。</p>

<p>4.①コロナ禍は、まだまだ経済を混乱させています。2年度の教訓をもとに引き続き町として飲食店や中小零細業者向けへの小規模事業者持続化補助金等々、経済援助を行うよう求めます。</p>	<p>令和3年度は、設備投資・販路開拓補助金、事業継続支援補助金、応援金、あいスタ認証飲食店支援金などを行ってきました。</p> <p>令和4年度は、設備投資・販路開拓補助金の対象を拡大し、事業の再構築に挑戦する事業者を対象に加え、ポストコロナ・ウィズコロナ時代の経済社会の変化に対応する事業者の支援を図ります。</p> <p>今後も、感染状況や町内事業者の状況に応じて、速やかに適切な支援が行えるよう情報収集に努めるとともに、支援が必要な事業者に支援が行き届くよう事業者への周知を図っていきます。</p>
<p>②資源ごみ回収場所における立ち番制度は、長きにわたって引き継ぎされてきましたが、緒川地区を除いて立ち番制度を廃止しています。分別収集が始まった当時、行政からのお願いで始まった立ち番制度も効果を果たし切っています。行政側から緒川地区の立ち番制度を卒業するよう指導を求めます。</p>	<p>資源ごみ回収場所における立ち番制度については、廃止の要望があることを緒川地区コミュニティへ情報提供させていただいています。</p> <p>なお、立ち番制度の存続の是非については、各地域コミュニティの裁量によるものであり、地区コミュニティにてご判断いただくものと考えています。</p>
<p>③ごみ有料化によって使用できなくなった青いごみ袋が大量在庫として防災倉庫に眠っています。令和3年6月よりプラごみ回収を週1回にした計らいは評価しますが、プラごみを出す際、白い有料ゴミ袋の利用が多く見られます。在庫にして眠ったままにしている青いごみ袋が劣化して使えなくなる前に、全世帯対象にプレゼントしてプラごみ回収の勧奨を広めたいかがでしょうか。</p>	<p>「旧指定ごみ袋を全世帯に無償配布」については、旧指定ごみ袋を無償配布することにより、ごみの分別意識を高める効果も期待できますが、全世帯に無償配布した場合、旧指定ごみ袋を可燃ごみの排出に使用されることなどが懸念されます。また、無償配布に必要な人員の確保や郵送・配達に係る経費などから、現時点において、旧指定ごみ袋の無償配布を行う予定はありませんが、有効活用に向けた検討は、継続してまいります。</p>
<p>5.①緒川新田土地企画整理事業は「名半バイパス建設」に県事業一本化にシフトに切り替えました。これは賢明な事業の進め方として評価します。県事業が具体的に図面になれば道路周辺の区画整理事業の必要性は地権者の望むところと確信します。今後、東浦町の西の玄関口にふさわしい開発が望まれただけに、地域風土と現況を鑑みると公共施行を視野に入れて進める勇断が迫られます。早い時期に決断することを求めています。</p>	<p>緒川新田地区の土地区画整理事業は、引き続き組合設立を目指して進めますが、まずは地権者の土地区画整理事業に対する機運が高まる必要があると考えています。</p>
<p>②旧郷内の住宅開発が進む中、狭隘道路の拡幅は喫緊の課題です。後退用地を購入したのち、少なくとも次年度には舗装整備ができる体制が求められます。一方、10年以上前に後退用地の買収をしたが、いまだに拡幅されていません、狭い道路の拡幅整備を求めます。</p>	<p>現状では、後退用地の売渡しの意思があったとしても、整備が遅れてしまい、売渡しをせずに、自己管理となってしまう場合もあるので、後退用地の整備を早く対応できるように改善するよう努めます。</p> <p>既に取得済みの後退用地については、周囲の取得状況などを総合的に判断し、大きな効果を出せる的確なタイミングで整備を進めていきます。</p>
<p>③緒川屋敷参区13番地 町道2105号線の道路北面側溝約30m程が未整備となっています。市街化区域内であるが、道路側溝は長期にわたって未整備です。早期の整備を求めます。</p>	<p>市街化区域内であっても側溝が整備されていない箇所は多々あるため、側溝の整備は基本的に地元区からの要望を重視しつつ行っています。今後、地元区と調整して整備を検討します。</p>
<p>④緒川字遠藤畑49番地の宅地周辺には雨水側溝がありません。市街化区域内で道路側溝（町道2076号線）が未整備で家庭雨水の流れ先がありません。側溝整備を求めます。</p>	<p>当該箇所のような狭あい道路での側溝整備については、隣接地権者の後退用地協力が得られた際に、側溝整備を予定していきます。</p>
<p>⑤北部中学校北門から森岡（北方面）へ至る道路（町道2063号線）は狭いため普通車がすれ違うたびに車は移動します。道路側溝に蓋を整備して、車がすれ違うことができるようにしてください。</p>	<p>市街化調整区域では、路面排水処理や水路の維持管理を考慮して、基本的に側溝の蓋整備は行いません。また、仮に蓋を整備した場合、通過車両が速度を出しやすくなることも懸念されます。</p> <p>当該路線を含め通学路の安全に関しては、通学路交通安全対策担当者連絡会や地元区と調整しつつ交通安全対策に努めます。</p>